

忠岡町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）は、別表（1）の様式とする。

(広告の範囲)

第3条 バナー広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの
- (4) 社会問題や主義主張等の意見広告やこれに類するもの
- (5) 人権侵害、名誉棄損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの
- (6) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (7) 児童及び青少年の健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦若しくは支持し、又はこれに反対するもの
- (9) 虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるもの
- (10) 町が推奨しているかのような、誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (12) 投機心、射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号の適用をうける業種、及び類似する業種
- (14) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (15) 忠岡町及び町ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (16) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として掲載決定をうけた広告主が指定したホームページ又は広告主ホームページ等の内容についても適用する。

(掲載の申し込み)

第4条 町ホームページにバナー広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、忠岡町ホームページバナー広告申込書（様式第1号（以下「申込書」という。））を町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第5条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、第3条の規定に基づきバナー広告掲載の適否を決定し、審査結果通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料)

第6条 バナー広告掲載料は別表(2)に定めるものとする。

(掲載料の納付)

第7条 バナー広告掲載の決定を受けた広告主は、町が指定する期日までにバナー広告掲載料を町の発行する納付書により一括納付しなければならない。

(掲載料の返還)

第8条 納入済みのバナー広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに起因しない都合により広告が掲載できなくなった場合は、この限りでない。

(バナー広告データの提出)

第9条 決定通知を受けた広告主は、町が指定する期日までに、第2条に規定するバナー広告のデータを町が指定する方法で提出しなければならない。

(バナー作成の負担)

第10条 バナー広告の作成に関する費用は、広告主が負担するものとする。

(掲載期間等)

第11条 広告の掲載期間は1月単位とし、12月を上限として複数月にわたる掲載も可能とする。

2 バナー広告の掲載開始日並びに掲載終了日は、審査結果通知書に記載した日とし、開始日の午前10時から、終了日の午後5時までとする。

3 バナー広告掲載中、町の都合により町ホームページが閉鎖等した場合は、別表(3)にもとづき掲載を延長するものとする。

(掲載の位置及び順位等)

第12条 バナー広告掲載位置は町ホームページのトップページとし、広告枠の数、当該掲載位置及び掲載位置の変更は町が決定するものとする。また、掲載申込書受付順位で上位から掲載するものとする。

2 掲載できるバナー広告件数を超える場合は、申請書を受け付けた順に掲載するものとする。掲載順位は、バナー広告掲載の空きの上位から順に掲載するものとする。

(広告内容の責任並びに損害賠償請求等)

第13条 バナー広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者からバナー広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任においてその全ての責を負うものとする。

(掲載の取消し)

第14条 町長は、以下の各号のいずれかに該当したときは、バナー広告掲載又は掲載期間中の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにバナー広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までにバナー広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が第3条第1項の各号に該当したと認められた場合
- (4) バナー広告のリンク先が存在しなくなった場合
- (5) その他、町長が掲載するに適當でないと判断した場合
(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（１）バナー広告の様式（第２条関係）

サイズ	縦６０ピクセル×横１５０ピクセル
画像形式	G I F、J P E G
容 量	４キロバイト以下
禁止事項	動画、透過G I F、点滅

別表（２）掲載料（第６条関係）

基本掲載期間	掲載料金	
	町 内	町 外
１カ月	５，０００円	
１２カ月	５５，０００円	６０，０００円

別表（３）掲載期間の延長（第１１条第３項関係）

閉鎖した期間	延長する期間
連続して３時間以上２４時間以内	１日
連続して２４時間を超え４８時間以内	２日
連続して４８時間を超え７２時間以内	３日
連続して７２時間を超え９６時間以内	４日
連続して９６時間を超えた場合	閉鎖した時間を２４時間で除して 得た日数＋１日